

北杜市小淵沢町篠原区規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この地区を篠原区（以下「区」という）と称する。

第2条 区の事務所を、北杜市小淵沢町上笹尾3332-1283小淵沢公民館篠原分館（以下「分館」という）内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 区は、区内の秩序を維持し、区民の親睦を図ると共に、その健康・安全及び、福祉を増進することを目的とする。

第4条 区は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路・水路及び地域環境の整備
- (2) 分館その他の営造物の設置及び維持管理
- (3) 基本財産、積立金の設置及び管理
- (4) 分館活動の推進
- (5) 区内諸団体の援助育成
- (6) 区内産業の振興及び推進
- (7) 北杜市（以下「市」という）役所小淵沢総合支所との事務処理及び広報並びに情報活動
- (8) その他、区の運営に必要な事項

第3章 区民及び世帯

第5条 この規約の趣旨に賛同する区在住世帯(定住、別荘等を問わず)は、区長へ入会届を提出することにより区民となることができる。なお、同一敷地内に居住する親族は一世帯とみなす。

第6条 区民は細則に定める区費（年会費）を区へ納めなければならない。

第4章 退会

第7条 区民は、次の各号の一に該当する場合には、役員会で承認の上、退会したものとする。

- (1) 退会届を区長へ提出したとき
- (2) 正当な理由なく長期に区費を納入しないとき
- (3) 区内に在住（定住、別荘等を問わず）しなくなったとき

第5章 役員

第8条 この区に以下の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|----|
| (1) | 区長 | 1名 |
| (2) | 副区長 | 1名 |
| (3) | 組長 | 5名 |
| (4) | 福祉部長 | 1名 |
| (5) | 環境部長 | 1名 |
| (6) | 婦人部長 | 1名 |
| (7) | 広報担当 | 1名 |

第9条 役員は以下のように選出し、総会で承認されなければならない。

- (1) 区長・副区長は区規約細則（以下「細則」という）第1条に定める通り選出する。
- (2) 組長は各組区民から互選する。
- (3) 福祉部員、環境部員を各組区民から互選し、各部員の互選によりそれぞれ福祉部長、環境部長を選出する。
- (4) 婦人部長は、区民が自主的に就任した婦人部員の互選により選出される。
- (5) 福祉部長は、市保健福祉推進員設置条例第1・2条に基づき、市の保健福祉推進員を兼任する。
- (6) 環境部長は市地域環境委員設置規則第1・2条に基づき、市の地域環境委員を兼任する。
- (7) 広報担当は区長が任命する。

第10条 役員の任期は、区長・副区長は2年、その他は1年とし、再任を妨げない。任期途中における役員交代の場合は前任者の残任期とする。

第11条 役員は以下の業務を行う。

- (1) 区長は区を代表し、区務を統括するとともに市行政区長設置条例第2条に基づき、市の行政区長を兼務する。また、分館規約第5条に基づき分館長を兼務する。なお、分館長は市公民館分館条例第3条により、市教育委員会に登録される。
- (2) 副区長は区長を補佐し、区長に事故あるときにはその職務を代理する。副区長は、会計担当及び防火管理者を兼務する。
- (3) 組長は組内の連絡にあたりると共に、区務を分担する。また互選により分館役員である分館主事、文化部長、青少年育成部長、体育部長、自主防災担当を兼務する。なお、分館主事は市公民館分館条例第3条に基づき、市教育委員会に登録される。
- (4) 福祉部長は、区民の保健福祉推進のための業務を行い、部員と共に市保健福祉推進員の業務を行う。
- (5) 環境部長は、主として区内環境の維持改善のための事業、および市地域環境委員の業務を行う。
- (6) 婦人部長は区民婦人の地位向上及び一般教養に関する事業を行う。
- (7) 広報担当は区及び分館活動の広報を行う。

第6章 会議

第12条 会議は以下のとおりとし、区長が召集する。

- (1) 定期総会：区民の世帯代表者をもって構成し、原則として3月31日をもって開催する。
- (2) 臨時総会：区民の世帯代表者をもって構成し、次の場合において開催する。
 - 1) 役員会において必要と認めるとき。
 - 2) 区民の過半数が、会議の目的たる事項を示して開催を要望したとき。
- (3) 役員会は役員をもって構成し、区長が召集し原則として月1回開催する。

第13条 総会では次の事項を行う。

1. 年度期間における事業報告、収支決算報告、会計監査の報告及び承認、次年度の事業計画、予算の承認。
- (2) 規約及び細則の変更、承認。
- (3) 区長・副区長の選出、承認、並びにその他役員の承認。

(4) 第12条第2項2の規定に要望された事項。

(5) 分館規約第13条に定めた事項。

(6) その他、必要な事項。

第14条 総会における議決権は、区民一世帯につき一議決権とする。

第15条 総会は、構成員数の過半数（委任状も含む）の出席をもって成立し、議決権を有する出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 区規約及び分館規約の変更は、総会において議決権を有する出席者の3分の2以上の同意を得なければ議決することができない。

第17条 軽易な事項、または臨時緊急を要する場合は、区長が専決することができる。ただし、この場合は次の会議で報告し、承認を得なければならない。

第7章 会計

第18条 この区の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第19条 この区に監事2名を置く。

1. 監事は、年1回以上、区及び分館関係の諸会計の監査を行い、その結果を総会において報告し承認を得なければならない。

(2) 監事は総会において選出し、任期は2年とする、ただし再選を妨げない。

第8章 雑則

第20条 各組の組長、福祉部員及び環境部員は、それぞれの業務を分担するとともに、各組の事業運営について相互に協力する。

第9章 附則

この規約は昭和60年1月1日より施行する。

平成 9年	1月22日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成10年	2月 8日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成13年	12月23日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成18年	3月26日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成18年	6月11日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成20年	3月30日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成21年	4月 5日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成25年	3月24日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成29年	3月26日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成31年	3月24日	一部改正	通常総会に於いて承認
令和 3年	12月12日	一部改正	臨時総会に於いて承認
令和 4年	3月27日	一部改正	通常総会に於いて承認